

司祭者の分裂

中野幡能

我が國の古代宗教における司祭者は普通「神慮に適つた者」がなつたのであるが、社会組織の發展と共に神社に於ける司祭者はその社の同族集團の中心人物に移り、遂には世襲制となり、律令時代に入るに及び、司祭者の系統は官司等を七首とする社務系統と彌宜祝等による祭祀系統に分れ、その司祭者は完全に官僚化する。^①

かように政治と宗教が一体化の關係におかれた為か、祭祀権者の位置が政權の変動と共に、祭神又は司祭者は共に変更を余儀なくせしめてゐる。

特に神社はその發生が自然發生的な、民族宗教として發展して来た為に、より甚しく、政治と宗教の關係が密接不可分な關係になつてゐた。司祭者としての官司の地位をめぐる分裂が、どのような形において行われるか、宇佐宮を例にとつて考察しよう。

初期宇佐宮においてみると、宇佐宮創立期に於ては律令体制は、宇佐の土族宗教としての原始宇佐信仰の域を脱皮せしめる為に、司祭者を多分に官僚化する傾向が強かつた。為に宇佐國造であり又原始宇佐氏の司祭者であつた宇佐氏の位置より大神氏の位置を高く受け取つた。従つて原始宇佐神は宇佐氏と共に、無視されて八幡宮においては大神氏がその司祭者に任命され、門地の決定と共に、世襲化されようとした。

こうした關係の中にあつては、宇佐と政府内部の中に何等かの勢力關係はなかつたであらうか。宝龜三年四月七日道鏡は死んだ。するとこゝに神詔の詐欺問題が起る。先の大神社女、田麻呂の問題について第二回目の問題である。これに対して翌宝龜四年

正月十八日には當時の司祭等であつた宇佐公池守は禰宜与曾女の偽詫宣の件について一解^レを奉つてゐる。

宇佐池守司^(誤カ)以解申進禰宜与曾女偽詫宣事右、禰宜辛島勝与曾女、頃年之間、大神之禰宜、為種々詫宣事、未申上朝廷、此每事偽欺不少、此即明知与會売偽詫、如是偽奉欺朝廷、但池守者敢不預密詫状、隨聞得可申上、不申池守劣為所意更不得其由陳申、仍錄事状謹以解、

宝龜四年正月十八日

宇佐池守

請申從六位上行目河原連度津

國判

從五位下行守和氣宿禰清麿

正六位上行椽山田連韓國

正六位上行介紀朝臣馬養

太宰府

主神從七位下申臣朝臣宅成(石清水文書二ノ三八〇)

この解文によると反道鏡的勢力を代表する和氣氏と宇佐氏の關係がうかゞわれる。しかし大神氏を中心とする八幡宮内部における権力の動搖はみられない。次の三月十四日には「司祭者の競望を止める詫宣による解」が出されている。

以大神朝臣比岐子孫、永大宮司門、以宇佐公他守氏為少宮司副門地、以幸島乙日氏為禰宜況門、但池守へ當時有宮司、雖然任畢乃後波勿求競、(全上)

八幡の詫宣は律令政治をも動かすことを得たが、その権力をもつた詫宣により、司祭者の位置が決定せしめられたにもかゝらず、事実は大神、宇佐兩氏の宮司の競望は激烈を極めた。このような事は独り宇佐のみならず鹿嶋・氣比・氣多の各官位にみられる。そこで神祇官は延暦二十三年五月十三日には旧記を検して、氏中より事に堪うる者より再び官に補す事にした。日本後記第十二、延暦二十三年五月十三日の条に、

丙辰^{十三}八制、常陸國鹿嶋神社、越前國氣比神社、能登國氣多神社、豊前國八幡神社等宮司、人懷競望、各警譜第、自今以後、

神祇官檢三日記、常簡二氏中堪事者、擬補申宣、

(日本後紀第十二)

その結果であるう宇佐宮では、宇佐池守は弘仁二年第七代(?)の官司に任ぜられたようである。(宮成系図)

このように地場官僚としての司祭者宇佐氏の政府に對するたゆみなき抵抗は、遂に司祭者となり得る機会を獲得せしめたのである。而してこのような抵抗については、少くとも宝龜、延暦における宇佐氏の背後には、悉らく和氣氏との關係、或は更に藤原氏との關係があつたのではなからうか。

弘仁十二年、宇佐氏の宿望は達成できず、遂に大神・宇佐二氏を以つて八幡大菩薩官司に就任せしめるようになったのである。(後記、東大寺要錄、日本逸史)

太□□符 太宰府

(司〇)

応令大神宇佐二氏□八幡大菩薩宮□事、

右得太宰府解任、檢案内、府去弘仁六年十二月十日解任、得神主正八位下大御朝臣清齋解任、件大菩薩、寔亦太上天皇御靈也、……天応之初、計量神徳、更上尊号、曰護國靈驗威力神通大菩薩、延暦二年五月四日詔宣、吾無量劫中、化生三家、修方係導濟衆生、吾名是自在王菩薩、宜令加号曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩者、加此之驗不可勝計、(中略)

弘仁十二年八月十五日 格外

(東大寺要錄所載)

又、日本逸史、弘仁十二年八月十五日の条にも、

戊寅^{十五}以大神宇佐二氏、為八幡大菩薩官司、

かくの如く司祭者としての官司が律令体制の強固なる規範の中から分裂し始めた事は、一はその社会に与ける下部構造の上部構造に對する劇しい抵抗がみられるようになった。即ち、律令制の崩壞期のもたらすものでもあつたらう。宇佐氏の勢力のめざましい拡充はこの頃からみられる。

先に天平神護二年の宇佐氏による大尾山の遷座、更に弘仁年中における下宮の創立、而も下宮長官即ち、番長職は宇佐氏、

後の永弘氏を当てるなど、経済的に宇佐氏が実権を押える第一歩ともいえる。(宮成系図永弘文書)

他方、宇佐氏は八幡宮の官制と共に大神氏の起用に刺戟されてか、神護景雲元年九月十八日造立(統日本記)の比咩神宮寺の拡充計画のあとがみられる。即ち、彌勤寺の創立、比咩神宮寺即ち、中津尾寺と共に宇佐系の華嚴(法鏡寺)、覺満(米繩薬王寺)、鉢能(薬師寺)及び彌勤寺別当法蓮等が、宇佐比咩神を権現とする御許山靈仙寺を中心として六郷満山経営の端著を開いたのではなからうかと思う。勿論、六郷山の寺院としても、仁安三年の六郷二十八山本寺目録に現われる本山八ヶ寺中、末二十八山寺を含めて合計六十三寺が一度に建立されたものでなく、本山より徐々に出来たものである。而も本山が封戸郷・山香郷・米繩郷・田染庄の四ヶ所に限定されている事をみても、封戸の安定した天平神護以後ではなからうかと考えられる。ことに田染庄はその開発が平安であろう事を推定され、而も、それは米繩郷と共に宇佐下宮の所領であり、宇佐氏による番長職宇佐氏の配下であり、田染庄の荘官として後の番長職永弘家の支族が赴任した庄園である。(永弘文書)

且又、現存の仏像等よりみても奈良末から平安にかけての経営と考える事が最も至当ではなからうか(国東半島史)。かように考えると、弘仁四年最澄の宇佐宮宝庄の法会契機とし神宮寺が法相より真言に転じ、更に天台兼修となつた事と同時に天台系寺院への発展が考えられる。而もその後六郷山の再興をはかつたという能行も宇佐氏の出身である。貞応三年五月の到津文書大宮司宇佐公仲寄進状によると、富貴寺は宇佐氏累代の祈願所であると共に、宇佐宮繁昌の祈禱所でもあつた事が判明する。この文書によつても六郷満山に対する宇佐氏の努力のあとが推察される。

これ等の事は弘仁元年の比咩神の勳一等或は弘仁十一年の神后皇后の併祀(石清水文書)と併せて、仁聞信仰の発展と共に、八世紀末における宇佐氏が宇佐宮の司祭権とあわせての寺院対策へと移行し分裂して行くことを注目しなければならぬ事である。

貞観に至ると藤原氏の摂関政治が始つた。その後宇佐宮は藤原氏と結びつきが行われる。これは石清水への勧請、更に諸國への勧請を促進させ、更に宇佐宮領の本家を閔自家にすることにまつている。(宇佐大鑑 到津、益永文書)

而してこの藤原氏との接近には宇佐氏の動きが非常に大きいようである。平安中期以降になると大宮司も宇佐氏が多く寄進買得による庄園も宇佐氏の私領化の傾向が強くなる。更に鎌倉以降における司祭者としては宇佐氏が独占し、大神氏の地位を封じてしまふのである。

かくて大神氏は建造物の造宮神祓神宝装束に関する職として大々工職、御装束所檢校職として、嘗ての司祭者の形骸だけを留めるにすぎなくなつて行く。

以上、律令時代における司祭者の権力めぐり、官僚的司祭者と土着司祭者との関係を宇佐宮を中心に見て、官僚的司祭者といかにして、地場官僚がその権力をうばつたか、その為には時の政治の實質の権勢家と結びつき、一方庶民支配の目的の為に時の仏教信仰を利用する為に、官社的性格のない、私寺的な寺院を創立し庶民の支持をうけしめようと司祭者が本来の使命を外れて司祭者二氏が分裂して行く過程を一瞥したのである。(本稿は昭和二十七年度科学研究補助金をうけた研究の一部である)(未稿)

註 ①塩沢君夫「八世紀における土家と農民」歴史学研究一七四号。

②到津宮成系図及び永弘文書による。しかし小山田系図には大神氏の建立の如く記されている。

新著紹介 立川 輝信

武石繁次著 日田義民傳

郷土を同じうする著者が、日田義民穴井六郎衛門について幾十年に亘る真摯なる研究成果を大正十一年に出した小傳に大改訂を加え決定版として新に筆を下したもので先づ日田代官政治の梗概に筆を起し、岡田代官の苛

政と代官支配下の状態、六郎衛門の家系、六郎衛門を中心とする幕府訴訟の顛末等を余すことなく確実なる資料によつて書いてある。

昭和廿九、二、一五、日田郡馬原村義民建碑委員会刊、洋B六、一八一頁、二〇〇円)

大分県災害誌資料編 大分測候所

古來台風の通路となつている本県は風水害の慘禍は勿論、幾多の天災地変があつた。本

書は慶雲三年から昭和廿六年まで約千三百年間にわたる災害の記録で巻頭に災害年表を、次にその災害毎に文献名や記録そのまゝを詳記した災害誌資料を集めたものである。特に明治中期以降の災害には大分測候所の氣象資料を附記して利用に便ならしめてある。(昭和廿七、三、五、大分測候所氣象同好会刊、洋B五版、一六九頁、非売)。